

一般社団法人三重県作業療法士会

三重県作業療法学会演題採否決定の手引き

平成25年7月12日

平成27年4月10日

令和 2年4月10日

1. 学会長は、演題採択担当責任者を指名する。
2. 学会長は、方針、採択可能件数をあらかじめ明示する。
3. 演題採択担当責任者は、審査必要領域の論文数に応じて審査員に審査を依頼する。審査員は認定作業療法士、学会座長経験者又は専門的に知見のある経験年数5年以上の正会員とし、学術部が推薦し、県士会長が委嘱する。
4. 演題採択担当責任者は、各論文につき3名の審査員を指名し、応募者氏名を抹消した論文を審査員に送付する。
5. 指名を受けた審査員は、依頼された演題につき、別に定める三重県作業療法学会演題審査要領に基づいて、学会発表の適否を審査する。審査用紙（スコアリングシート）は記名式とする。
6. 審査員3名中、スコアリングシートの平均点が2点に満たない審査員が2名以上いた場合、その演題は不採択となる。最終的な合否判定は、学会長と学会実行委員会が協議して行う。
7. 演題数が採用可能件数を超える場合は、学会実行委員会において第2次審査を行い、合議の上採用演題を決定する。
8. 学会長は演題応募者に採否決定の結果、審査員コメント、発表方法、発表時間、日時を速やかに通知する。